# 事業実施に係る費用対効果分析の取扱について

## 第1　趣旨

（1）畜産振興事業の実施について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 農畜機第 3102 号。以下「振興機構通達」という。）の第4の「採択基準」においては、施設整備事業の採択は、「事業ごとの実施要綱」によるほか、「整備する施設ごとに費用対効果分析」によって行うこととされています。ただし、堆肥調整・保管施設リース（以下「調整保管施設」という。）事業において総事業費が 5,000 万円を下回るもの（及び器具・機材の整備）等費用対効果分析によりがたいものについては、「コスト分析」等によって行うことと定めています。そして、この「コスト分析」については、振興機構通達の 4 の(2)のアにおいて、別表第3の「施設整備事業コスト分析基準の額又は水準を上回っていないこと」が採択要件とされています。従って、コスト分析基準額によるべき事業については、「それぞれの実施要綱に基づく基準（構造基準等）」を充足することと「コスト分析基準額を上回っていないこと」が採択基準であり、この 2 つを充足しない案件は採択されないということになります。

（2）しかしながら、コスト分析基準額は施設規模ごとに全国一律に定められているほか、調整保管施設については、その構造や機能の特殊性から費用対効果分析が難しいものもあります。このため、この取扱については、平成22年度において逐次通知したところですが、今後は、下記のとおり取り扱うこととします。

## 第2　コスト分析基準額の補正

### 1　コスト分析基準額の補正の考え方

（1）振興機構通達別表第 3 の㎡当たりのコスト分析基準額は、全国の標準的な建設費を基準としていると解釈されます。従って、地域的な事情等によりコスト分析基準額によったのでは標準的な場所でコスト分析基準額で建設した施設と同等の施設（以下「標準的施設」という。）を建設し難い客観的な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされることを前提に、基準額の補正をすることができることとします。

（2）補正は、その地域で「標準的施設」を設置するために必要な限度で認められます。前述の通り、機構のリース事業の性格から、「標準的施設」以上の規格や構造の施設を作るためにコスト分析基準額を補正することはできません。また、コスト分析基準額の補正は、客観的な事情によるものに限られ、もっと強固な施設が欲しいといった主観的事情や希望によるものは含まれません。

（注）　なお、近年、まれにリース事業で設置された施設が固定資産税及び不動産取得税の課税において「家屋」と認定される場合がありますが、一般的に税法上「家屋」と認定されるような施設は、「標準的施設」とは認められないと

考えられます。

（3）補正に当たっては、統計資料などの誰でも納得できるような客観的資料が必要で、単なる概念的な説明では不十分と考えられます。

（4）なお、平成 22 年度に適用していた補正の上限（2割）は、本年度は適用しません。

2 コスト分析基準額の補正の例

（前提）以下、コスト分析基準額の補正の例について説明しますが、この説明は、次のことを前提としています。

① 以下の補正の方法はあくまでも「例示」であって、他の方法を排除するものではありません。これらと同程度の客観的な資料で証明できる合理的な方法があれば、それによってかまいません。

② 以下の例は、貸付施設が「特別地域以外の地域に設置される面積 300 ㎡の調整保管施設」であると仮定して説明しています。したがって、コスト分析基準額は 22,000 円／㎡で、この単価に基づく建設費（以下「基準建設費」という。）は 6,600,000 円となります。

③ 以下の計算の前提として、その地域において「標準的施設」を設置する場合の経費に占める個々の資材費や工事費（基準額の補正を主張する部分に限る）の比率を推定しておくことが必要になります。この比率はあくまで理論値なので、実際に提出される見積書等と必ずしも一致する必要はありませんが、両者があまりにもかけ離れている場合には、最初の推定（及びそれを根拠とする基準単価の補正）が適切ではなかったと判断され、補正自体が根拠を失いますので、推定に当たっては実態を反映するように十分留意して下さい。

（1）建築基準法等による特別な地域指定によりより高い安全基準が要求される等によりコストが高いと認められる場合

建築基準法においては、告示等により地域ごとに「地域別風力係数」（平成 12 年建設省告示第 1454 号）、「地域別地震係数」（昭和 55 年建設省告示第 1793 号）、「多雪地域及び垂直積雪量」（建築基準法施行令及び各都道府県条例）、「災害危険区域」（建築基準法施行令及び各都道府県条例）等の指定があり、これらの数値が高い地域においては、より高い構造基準が適用されることになっています。このため、これらの指定がなされている地域においては、これらの指定がない地域に比べて当然に建設コストが増嵩することになります。

従って、これらの地域においては、このコスト増が、建築士（建築業者等と関係ない者に限る）による試算等により立証できれば、当該コストを基準とすることができます。添付資料としては、建設予定地に係るこのような指定の状況と、コ

スト増嵩についての建築士の証明書などを添付するものとします。

また、消防法による基準についても、地域により消防署の取扱方針にかなりの違いがあるので、特別な指導等を受けた場合には、同様に扱って差支えありません。

（2）建設物価等の地域差等により、地域的にコストが高いと認められる場合

鉄骨や生コンクリートなどの建設資材のコストは、地域によりかなり大きな違いがあります。従って、建設物価指数その他の統計資料によってその地域の建設資材コストが全国平均に比べて高いということが証明できれば、それにより基準額を補正することができます。また、各都道府県等の建設工事単価表なども利用可能ならば根拠としてかまいません。

また、労賃についても同様です。

この場合、提出された見積りにおける資材ごとの価格及び総工事費に占める比率が分かればそれを基準としますが、工事の見積りを、たとえば「仮設工事」「基礎工事」「鉄骨工事」「屋根工事」「エプロン工事」に分類し、基礎工事とエプロン工事はコンクリート価格、鉄骨工事は鉄骨価格により比較するなど、合理的な範囲で簡便な方法を採用しても差し支えありません。

資料としては、関連する統計資料等を添付し、証明するものとします。

（例）鉄骨の価格が全国平均に比べ 20%高い場合

仮に、「基準建設費」に占める鉄骨費の割合が 25%だとすれば、次のような計算になります。

① 「基準建設費」に占める鉄骨費

6,600,000×0.25=1,650,000

② 上記による補正

1,650,000×1.2＝1,980,000　増加分 330,000

③ これにより補正した建設費

6,600,000＋330,000＝6,930,000

④ 補正後の基準額

6,930,000÷300＝23,100（基準額に対する比率 1.05）

（3）地形等によりコストが高いことがやむを得ないと認められる場合

貸付申請施設の設置場所の地形条件等当該施設に係る個別の事情により、コスト分析基準額によったのでは「標準的施設」と同等の施設を建設し難い特別な事情があるときは、そのことについての適切な証明がなされれば、コスト分析基準額を補正してよいものとします。たとえば、用地の制約等により、施設を方形にすることができない場合とか、よけいな仮設工事が必要となる場合等です。これらについては、統計資料等による証明は難しいので、個別的・客観的事情が分かるような資料（地形図、所有地の見取図、写真など）を添えて証明すれば

よいと考えられます。

（例）建設用地が不定形で壁面積や柱が多くなる等の事情がある場合

たとえば、対象施設が地形や所有地の形状の都合で下図（A-B-C-D-E-F-A）のような形（300 ㎡）で設計せざるを得ない場合、柱や壁は 400 ㎡の施設（B-C-D-G-B）と同じ資材と工事量が必要になります。したがって、この場合、柱と壁の工事費及び資材費については 400 ㎡の工事費をベースに基準額を補正することができます。具体的に言えば、仮に「基準建設費」に占める柱と壁の工事費と資材費の割合が 30%であるとすれば、次のような計算になります。

① 「基準建設費」に占める柱と壁の工事費及び資材費（30%とする）
6,600,000×0.3=1,980,000

② 上記（面積効率）による補正
1,980,000×4/3＝2,640,000　増加分 660,000

③ これにより補正した建設費
6,600,000＋660,000＝7,260,000

④ 補正後の基準額
7,260,000÷300＝24,200（基準額に対する比率 1.10）

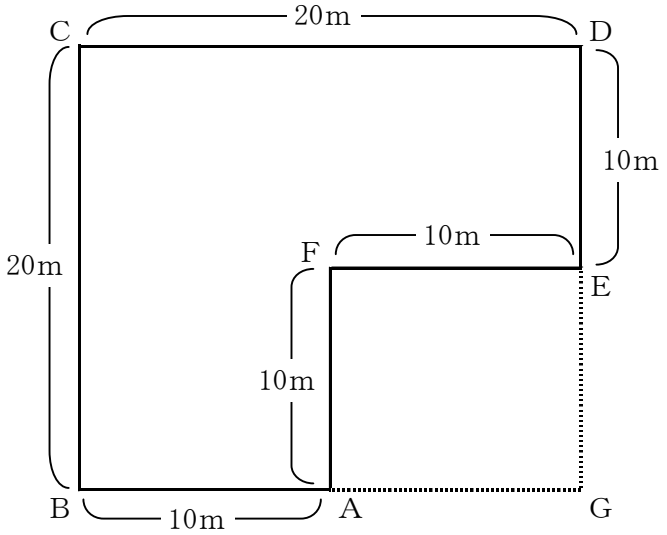


（4）資材輸送等に特殊な制約がある場合

たとえば、山間地域等で道路が狭く、小型トラックしか使えなかったり、輸送距離が長くなったりして輸送コストが増嵩するような場合は、その実際のコスト（見積り計算等）によりコスト分析基準額を補正することができます。

当該道路の写真など、その状況が把握できる資料（地形図、写真など）と、通常使用する輸送施設と当該施設の建設に使用せざるを得ない輸送施設とのコスト

の差等を証明する資料を添付するものとします。

①「基準建設費」に占める輸送費（建設費に占める標準的な比率を 2%とする）

6,600,000×0.02=132,000

② 上記による補正（標準の 2 倍かかるものとする）

132,000×2＝264,000　増加分 132,000

③ これにより補正した建設費

6,600,000＋132,000＝6,732,000

④ 補正後の基準額

6,732,000÷300＝22,400（基準額に対する比率 1.02）

（5）近傍類地における同等の施設のデータ

コスト分析基準額の補正には、基本的に上記のような客観的な統計等のデータが必要ですが、離島や山間地域など、常識的に考えて一般地域よりは建設費がかなり高いと判断される地域であって、その地域に限定した統計なども得がたい地域にあっては、近傍類地の同程度の規模、構造の既存の施設の建設費から推定した単価を参考に基準額を補正することが考えられます。

ただ、この方法は、コスト分析基準額とのコストの差の証明としては根拠が弱いので、その適用は、他の方法によりがたい場合であって、誰でもその地域ではコストが相当高いのが当然と思うような地域に限り例外的かつ厳格に適用するものとします。たとえば、離島の場合あってでも、その対岸の地域である程度の統計データが得られる場合には、その地域のデータによりいったん補正を行い、それにその地域から当該離島までの輸送費を更に加算する等の方法をまず検討するものとします。

やむを得ずこの方法を採用する場合のサンプルの選定は、次の基準によるものとします。

ア サンプルは、「標準的施設」と同程度の面積、構造等を持ったものを選定することとします。

イ サンプルは、堆肥の調整保管施設のほか、堆肥舎（切返し方式に限る）を選定してよいこととします。

ウ サンプルは、原則としてその施設費の全額が結果的に農家負担になるものを選定するものとします。補助事業は、機構の補助付きリースに限り選定できますが、他のサンプルが得られない場合に限るものとします。

エ 調査サンプルはできるだけ多くの例を採取するものとし、サンプルの条件におおむね合致するものを、原則として貸付施設の設置場所から近い順に選定するものとします。

証明資料としては、各サンプルの概要（設置場所、建設費、設置年、面積、構

造、設置事業名などそれぞれの事業の概要が分かる資料）、貸付対象施設とサンプルの位置を表示した地図等及び当該コスト分析基準額の補正の計算の資料等を添付するものとします。

（例）施設Ａ　320 ㎡　建設費 7,360,000　単価＠23,000
施設Ｂ　280 ㎡　建設費 6,300,000　単価＠22,500
施設Ｃ　300 ㎡　建設費 7,500,000　単価＠25,000
施設Ｄ　310 ㎡　建設費 7,200,000　単価＠23,226
施設Ｅ　330 ㎡　建設費 7,400,000　単価＠22,424
上記の単価の平均　＠23,230（基準額に対する比率 1.06）

第３　調整保管施設に係る費用対効果分析の計算の特例

（１）一般に、調整保管施設は、一種のストックヤードで、堆肥製造施設と離れて機能するものではなく、独立して発揮しうる経済効果をあまり持っていません。従って、調整保管施設について独立して費用効果分析をすることは困難な場合があると考えられます。このような場合、これらの施設は、機能的に堆肥製造施設の付帯施設とみなし、投資効率の計算をする場合においても、堆肥製造施設と一体的に計算するのが適当と考えられます。

（２）従って、調整保管施設の投資効率の計算に当たっては、当該調整保管施設に堆肥を搬入する計画となっている堆肥製造施設（リース事業又は他の補助事業等により導入したものに限る。）と一体のものとして総事業費と年間効果額を計算し、費用と効果の比較を行うことができるものとします。

具体的な方法としては、両施設についての振興機構通達別表第 2 の年間総効果額の算出の方法の各項目の数値を合算して年間総効果額を算出し、両施設の費用を合算した額を総事業費として費用対効果分析を行うものとします。先行する（あるいは同時に設置する）堆肥製造施設については、法定耐用年数内のものに限り、費用対効果分析に使用するデータは、その設置時期にかかわらず設置時の費用及び耐用年数を使用し、効果及び廃用損失額については、既設置のものについては原則として実績（計画中のものや設置後間がなく充分な実績のデータがない場合は計画値）によるものとします。貸付申請書には、これらのデータ及び証明書類を添付するものとします。